様式第2号（第8条関係）

丸亀市子育て応援育児用品貸出事業利用申請同意・誓約書

年　　　　月　　　　日

丸亀市長　　　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　　所

申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

丸亀市子育て応援育児用品貸出事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、丸亀市子育て応援育児用品の貸出申請をするに当たり、下記の事項について同意・誓約します。

記

「共通事項」

1　申請者の住所、氏名及び電話番号並びに乳幼児の氏名及び生年月日又は出生予定日並びに貸出期間を丸亀市子育て応援育児用品貸出事業実施要綱第2条の規定に基づき丸亀市が本事業を委託する事業者に情報提供することに同意します。

2　子育て用品の使用に関しては、使用説明書（取扱説明書）に従い安全かつ適正に使用します。

3　子育て用品を貸出しの目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供したりしません。

4　子育て用品の形状を変更し、又はこれに工作を加えません。

5　子育て用品に異常又は損傷が生じたときは、直ちに使用を中止するとともに、その状況を報告し、指示を受けます。

6　貸出しの決定を受けた期間中に、丸亀市に住民登録を有しなくなったときは、直ちに貸出しを受けている子育て用品を返却します。

また、丸亀市内での転居による住所の変更があったときは、速やかに届け出ます。

7　子育て用品を目的に反し使用するなど遵守事項に違反した場合などに、利用を中止されても一切異議申立てはいたしません。

8　貸出期間が終了したとき、又は貸出しの決定が取り消されたとき及び貸出対象者でなくなったときは、速やかに子育て用品を返却します。

9　正当な理由なく、丸亀市子育て応援育児用品貸出事業実施要綱第10条第1号から第4号までのいず

れかに違反した場合は、賠償します。

10　子育て用品の使用中に発生した事故等につきましては、丸亀市に対して、損害賠償請求等一切の申立てはいたしません。

11　貸出しを受けた子育て用品を返却するときは、これを清掃して返却します。

「チャイルドシートの貸出しに関する事項」

1　貸出しを受けた期間中におけるチャイルドシートの管理に要する費用、丸亀市子育て応援育児用品貸出事業実施要綱第12条の規定によりチャイルドシートの貸出しを取り消されたことによるチャイルドシートの返却に要する費用及び清掃に要する費用を負担します。